

改正

平成31年4月1日規則第21号

長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例（平成18年長浜市条例第92号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(排出等の禁止物)

第3条 条例第15条第1項各号に掲げる排出等の禁止物の例示は、次のとおりとする。

- (1) 有害性のある一般廃棄物 毒物、劇物、農薬、医薬品等
- (2) 危険性のある一般廃棄物 注射針、危険防止措置を講じていない刃その他鋭利なもの等
- (3) 爆発性、発火性又は引火性のある一般廃棄物 ガスボンベ、シンナー、塗料ガソリン、軽油、灯油、機械油等の油脂類又はガス抜きがされていないカセット式ボンベ若しくはスプレー缶、多量のマッチ等
- (4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物 糞便（し尿としてくみ取るものを除く。）、嘔吐物等
- (5) 前各号に掲げる一般廃棄物のほか、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又はセンターの処理施設の機能に支障を生じるおそれがあると認める一般廃棄物で次に掲げるもの
 - ア タイヤ、タイヤホイール、自動車等バッテリー、電気温水器、浴槽、便槽、耐火金庫、ポンプ類、ワイヤー類、バイク、ピアノ、消火器、舟艇類等
 - イ 住宅等の解体、改装等により発生するプラスチックくず、木くず、金属くず、コンクリートくず等（住宅等の解体、改装等を業としている者が解体、改装等をし、又は排出するものに限る。）
 - ウ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に規定する指定再資源化製品として、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6に規定するパーソナルコンピュータで、同法第4条第2項の規定により事業者において自主回収されるもの

エ 上記のほか、センター管理者において別に定めるもの

(ごみ集積所への搬出方法)

第4条 条例第17条第1項の規定により一般廃棄物をごみ集積所に搬出するときは、条例第14条第1項に規定する搬出基準によるほか、センター管理者の定める収集日及び搬出時間を守らなければならない。

(ごみ集積所の届出)

第5条 条例第17条第1項に定めるところにより、自治会長、環境推進員その他市長が認める者（以下「自治会長等」という。）は、ごみ集積所を設置しようとするときは、集積所の管理者を定めたとえ、設置しようとする日の2週間前までにごみ集積所設置届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 自治会長等は、設置したごみ集積所を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までにごみ集積所変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 自治会長等は、ごみ集積所を廃止しようとするときは、ごみ集積所廃止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(ごみ集積所の基準)

第6条 条例第17条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) センターの収集業務又は周辺交通の支障とならない場所及び構造であること。
- (2) 設置個所は、一般廃棄物の種類によりおおむね次のとおりとする。
 - ア 可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装 30世帯に1箇所

イ ガラスびん 50世帯に1箇所

ウ 粗大ごみ、使用済み乾電池、ペットボトル、紙パック、発泡スチロール、空き缶、古紙、古布及び使用済み蛍光管 80世帯に1箇所

(3) 前号の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

ア 中高層建築物（3階建以上）に居住する世帯が搬出するごみ集積所の場合

イ 住宅の立地状況、道路状況等から、前号の規定により難しい場合

ウ その他市長がやむを得ないと認めた場合

(4) 搬出される一般廃棄物の量に見合った十分な容量を有するものであること。

2 前項第3号ア及びイに該当する場合のごみ集積所の基準は、市長が別に定める。

3 ごみ集積所の管理者は、ごみ集積所の安全衛生等に支障を生じた場合又は生じようとしている場合は、適切な措置を講じ、改善しなければならない。

4 ごみ集積所を利用する者は、次に掲げるところにより、ごみ集積所を適正に維持管理しなければならない。

(1) ごみ集積所に一般廃棄物を搬出する者は、共同して常に清潔に保つこと。

(2) 自己の所有する建物を他人の居住の用に供するため賃貸する者又はその建物の管理を請け負う者は、賃借人と共同して、賃借人が搬出するごみ集積所を清潔に保つこと。

(一般廃棄物減量計画)

第7条 条例第20条第1項に規定する一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた者は、一般廃棄物減量計画書（様式第4号）により必要な事項を記載し、提出するものとする。

(環境推進員の業務等)

第8条 条例第25条第2項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 一般廃棄物の分別の徹底、搬出日の励行その他一般廃棄物の適正排出についての指導及び推進に関すること。

(2) 一般廃棄物の減量化、資源化を図る自治会活動の指導及び推進に関すること。

(3) ごみ集積所の適正管理及び一般廃棄物の不法投棄の防止に関すること。

(4) 指定ごみ袋の使用の徹底と指導に関すること。

(5) 自治会における環境保全と創造への意識の啓発に関すること。

2 環境推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分証明書)

第9条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、様式第5号のとおりとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例施行規則(平成11年長浜市規則第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成31年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ごみ集積所設置届出書

年 月 日

長浜市長 あて

届出者 住所
氏名

次のとおり、ごみ集積所を設置したいので、長浜市廃棄物の減量及び適正処理ならびに環境美化に関する条例施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

1 届出者の区分 (1) 自治会長 (2) 環境推進員 (3) その他
(該当の種類を○で囲む。)

2 排出物の種類 (1) 可燃ごみ、プラスチック製容器包装
(該当の種類を○で囲む。)
(2) 不燃ごみ (3) ガラスびん
(4) 粗大ごみ、使用済み蛍光管
(5) 古紙、古布 (6) その他資源ごみ

3 設置の理由

4 集積所の管理責任者 (1) 自治会長 (2) 環境推進員 (3) その他
(該当者を○で囲み、下記記入)

住所 _____
氏名 _____
電話 (_____) _____

5 排出（利用）世帯数

- ・可燃ごみ及びプラスチック製容器包装ならびに不燃ごみ およそ _____ 世帯
- ・ガラスびん およそ _____ 世帯
- ・粗大ごみ及び使用済み蛍光管、古紙及び古布ならびにその他の資源ごみ
およそ _____ 世帯

6 集積所の構造 集積かご (有 ・ 無)
屋根 (有 ・ 無)

7 収集開始希望日 年 月 日からの収集を希望します。

8 設置場所 別紙のとおり
(付近の見取図等を添付ください。)

様式第2号（第5条関係）

ごみ集積所変更届出書

年 月 日

長浜市長 あて

届出者 住所
氏名

次のとおり、ごみ集積所を変更したいので、長浜市廃棄物の減量及び適正処理ならびに環境美化に関する条例施行規則第5条第2項の規定により届け出ます。

記

1 届出者の区分 (1) 自治会長 (2) 環境推進員 (3) その他
(該当の種類を○で囲む。)

2 排出物の種類 (1) 可燃ごみ、プラスチック製容器包装
(該当の種類を○で囲む。)
(2) 不燃ごみ (3) ガラスびん
(4) 粗大ごみ、使用済み蛍光灯
(5) 古紙、古布 (6) その他資源ごみ

3 変更の理由

4 集積所の管理責任者 (1) 自治会長 (2) 環境推進員 (3) その他
(該当者を○で囲み、下記記入)

住所 _____

氏名 _____

電話 (_____) _____

5 排出（利用）世帯数

- ・可燃ごみ及びプラスチック製容器包装ならびに不燃ごみ およそ _____ 世帯
- ・ガラスびん およそ _____ 世帯
- ・粗大ごみ及び使用済み蛍光灯、古紙及び古布ならびにその他の資源ごみ
およそ _____ 世帯

6 集積所の構造 集積かご（有 ・ 無）

屋根（有 ・ 無）

7 変更開始希望日 年 月 日からの変更を希望します。

8 設置場所

別紙のとおり

(付近の見取図等を添付ください。)

※変更前、変更後の場所を明示してください。

ごみ集積所廃止届出書

年 月 日

長浜市長 あて

届出者 住 所
氏 名

次のとおり、ごみ集積所を廃止したいので、長浜市廃棄物の減量及び適正処理ならびに環境美化に関する条例施行規則第5条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 届出者の区分 (1) 自治会長 (2) 環境推進員 (3) その他
(該当の種類を○で囲む。)
- 2 排出物の種類 (1) 可燃ごみ、プラスチック製容器包装
(該当の種類を○で囲む。)
(2) 不燃ごみ (3) ガラスびん
(4) 粗大ごみ、使用済み蛍光管
(5) 古紙、古布 (6) その他資源ごみ
- 3 廃止の理由

4 収集終了希望日 年 月 日

5 廃止場所 次のとおり
(付近の見取図)

一般廃棄物減量計画書

年 月 日

長浜市長 あて

住 所

事業所名

代表者名

長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例第20条第2項の規定により提出します。

記

1 事業系一般廃棄物の発生量

年間 _____ トン

2 自ら処理する場合の方法及び量

(1) 処理方法

(2) 処理量 年間 _____ トン

3 事業系一般廃棄物の排出量、委託先及び処理方法

(1) 排出量 年間 _____ トン

(2) 委託先

(3) 処理方法

4 事業の用に供する主要な再生品及び再生資源の種類並びに量

(1) 再生品

(2) 再生資源

5 一般廃棄物管理責任者の職名及び氏名

6 一般廃棄物の減量、再利用の推進等について従業員等の関係者への指導及び啓発に関する事項

（表）

第	号	立入調査員証明書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>		職名	
		氏名	
		生年月日	
上記の者は、長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する 条例第27条の規定による立入調査をする職員であることを証明する。			
年 月 日			
長浜市長			印

90mm

（裏）

長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに 環境美化に関する条例（抜粋）	
（立入調査等）	
第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入ら せて調査させ、又は関係者に対し、報告を求めることができる。	
2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を 携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。 い。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた ものと解釈してはならない。	

90mm